

《返戻金制度に関する事項》

採用決定者が入社後、本人の意思により、又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により早期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料について、つぎの割合で計算された金額を返還するものとする。

入社日より起算して1ヶ月以内に退職	紹介手数料の80%
入社日より起算して1ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職	紹介手数料の50%
入社日より起算して3ヶ月を超えて6ヶ月以内に退職	紹介手数料の10%

採用決定者が、専ら求人者の都合により早期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。